

「電力の小売営業に関する指針（改定案）」及び「ガスの小売営業に関する指針（改定案）」並びにみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領の一部を改正する訓令案等に対して寄せられた意見に対する見解

※御意見の全体像が分かるように代表的なご意見を抽出し、整理しています。

※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。

※基本的に、いただいたご意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

通し 番号	意見内容	見解
1	供給条件の説明の程度及び方法について（電気、ガス共通）軽微な変更以外の契約の変更の場合の2の注釈について確認したい。電子メール等による通知の際、変更しようとする事項に係る具体的な説明を記載していれば、ホームページ等において、改めて変更する事項に係る具体的な説明の記載は不要と考えてよいか。	御指摘の記載は、電子メール等を送信する方法により変更しようとする事項を通知する際に、当該変更しようとする事項の具体的な内容を必要かつ十分に記載している場合には、改めてホームページ等において当該変更事項に係る説明を求めるものではありません。
2	電力の小売営業に関する指針及びガスの小売営業に関する指針の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】3イの記載について、以下のように修正すべきではないか。 電力の小売営業に関する指針 「施行規則第3条の12第3項」→「施行規則第3条の12第2項～第4項」 ガスの小売営業に関する指針 「施行規則第13条第3項」→「施行規則第13条第2項～第4項」	御指摘の記載は、小売事業者又は取次業者は、既に締結されている小売供給契約を更新又は変更しようとするときにおいても、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、需要家に説明しなければならないという原則を記載した箇所であるため、電力の小売営業に関する指針については電気事業法第2条の13第1項及び施行規則第3条の12第1項を引用する記載に、ガスの小売営業に関する指針についてはガス事業法第14条第1項及び施行規則第13条第1項を引用する記載に改めさせていただきます。
3	ガスの小売営業に関する指針の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】3イii)の記載について、「小さな文字」の後に「（日本産業規格Z8305に規定する8ポイント未満の大きさの文字）」を追加すべきではないか。	ご指摘の点につきましては、今回の意見公募の対象外となりますが、今後の検討の参考とさせていただきます。
4	電力の小売営業に関する指針5（2）ウの「また」以下はその内容から同指針5（3）にあるのが自然かと思料する。	ご指摘の点につきましては、今回の意見公募の対象外となりますが、今後の検討の参考とさせていただきます。